

鹿島市公告第7号

令和8年度 鹿島市OCRシステム等更新・保守業務委託について、条件付一般競争入札を実施しますので、地方自治法施行令第167条の6及び鹿島市財務規則第115条の3の規定により入札参加資格申請及び受付の期間等を次のとおり公告します。

令和8年6月3日

鹿島市長 松尾勝利



- 1 件名 令和8年度 鹿島市OCRシステム等更新・保守業務委託
- 2 納入場所 鹿島市役所 会計課
- 3 納入期限 令和8年11月30日
(保守業務期間：令和8年12月1日から令和13年11月30日)
- 4 予定価格 非公表
- 5 最低制限価格 無

6 発注方式

この入札において導入業者を決定し、鹿島市の指定するリース業者との三者間におけるリース契約を締結する。機器の保守については、別途保守契約を締結する。

7 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおり。

- (1) 公告日時時点で、令和7・8年度の鹿島市競争入札参加資格者名簿（物品購入・役務の提供）に登録があり、仕様のとおり本機器の更新及び保守ができる者。
- (2) 九州北部（佐賀県、長崎県、福岡県）に本店又は支店等を置いている者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でない。
- (4) 入札参加資格確認申請書の提出日から入札の日までの間において 鹿島市物品購入等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者。また、独占禁止法等の規定に違反する疑いのない者。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立てがなされた者でない。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (6) 鹿島市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等で無い者。

8 入札参加申込みの受付

入札に参加を希望する者は、必要書類を持参、又は郵送により提出すること。なお郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによって提出することとし、申込受付期間内に必着とする。

(1) 提出先

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1
鹿島市役所 政策総務部 財政課 入札・契約管理係

(2) 申込受付期間

公告した日から令和 8 年 6 月 11 日（木）まで（閉庁日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出書類

入札参加資格確認申請書（様式 1）

9 入札参加資格確認通知

入札参加の可否は、令和 8 年 6 月 16 日（火）に入札参加資格確認通知書をメールにより通知する。

10 入札参加できないと決定した者に対する理由の説明

- (1) 入札参加できないと決定された者は、入札参加できないと決定された理由について説明を求めることができる。
- (2) 入札参加できないと決定された理由の説明を求める場合には令和 8 年 6 月 18 日（木）までに書面（様式は自由）を提出して行わなければならない。
- (3) 説明を求められたときは、令和 8 年 6 月 22 日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (4) 入札参加できないと決定された理由の説明を求める書面の提出先は、鹿島市役所政策総務部財政課入札・契約管理係とする。

11 設計図書等の閲覧

- (1) 場所 鹿島市役所ホームページ

(2) 期間 公告した日から令和8年7月7日(火)まで

12 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 設計図書等に関する質問(同等品申請含む)がある場合には、「質疑及び回答書」にてメールにより提出すること。

① 提出先 鹿島市政策総務部財政課入札・契約管理係
メールアドレス: nyusatsu-keiyaku@city.saga-kashima.lg.jp

② 受付期間 公告した日から令和8年6月23日(火)午後5時まで

(2) 質問に対する回答は、鹿島市ホームページに掲載する。

(掲載期間) 回答した日から、令和8年7月7日(火)まで

13 入札の方法

この入札は電子入札システムにより行うものとする。

(1) 利用者情報の登録等

電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ、電子入札システムの利用に必要な情報をユーザーID及びパスワードにより電子入札システムに登録しなければならない。登録に必要な業者番号等は別途通知する。

(2) 入札書等の提出

入札参加者は、指定された入札書等の提出締切日時までに、電子入札システムに入札金額及び電子入札システムで使用するするくじ番号を入力し、積算内訳書を付して送信することにより入札書等を提出しなければならない。

① 入札書

落札決定に当たっては、応札された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を応札すること。

② 積算内訳書

積算内訳書には、金額・小計・消費税・合計・住所・商号又は名称・代表者職氏名を記載すること。

14 開札

(1) 開札日 令和8年7月7日(火)

(2) 入札の執行回数は、原則2回(第1回目の入札を含む)までとする。

15 再入札等

(1) 第1回目の開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札が無いときは、再入札を行

う。入札書等の提出方法は第1回目の入札と同様とする。

- (2) 再入札に参加できる者は、第1回目の入札に参加した者に限る。ただし第1回目の入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再入札に参加することができない。

16 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法第234条第3項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

17 入札保証金

免除する。

18 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、鹿島市財務規則第126条第3項第6号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

19 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 所定の日時までに応札しないもの
- (3) 積算内訳書を提出しなかった者（ただし、要領第4条の規定により、あらかじめ積算内訳書の提出の必要がないと通知があった場合を除く。）
- (4) 鹿島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第4号に規定する暴力団等が入札したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか入札条件に違反した者

20 入札の中止・延期

入札の中止・延期等の取扱いは次のとおりとする。またその決定に対し、入札参加者は異議を申し立てることができない。もし取りやめとなった場合でも、この入札に関して発生した費用は入札参加者が負担するものとする。

- (1) 競争に参加し、及びこれに関係を有する者が共謀結託その他の不正行為を行い又は行おうとしていると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない理由により入札の執行が困難であると認めるとき又

は郵便事故等により入札書等が到着期限までに到達しなかったときは入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する不正な行為と認められるときは入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- (4) 公正に疑うに足りる相当な理由があると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

21 入札の辞退

入札参加の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、自由に入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、電子入札システムを利用し辞退届を提出しなければならない。

なお、入札の辞退を理由に、本市において、いかなる不利益な取扱いもしない。

22 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、設計書等を熟読し、所定の事項を遵守すること。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出書類は、本市において無断で目的外使用をすることはない。
- (6) 提出書類は返却しない。

23 問い合わせ先

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1
鹿島市役所政策総務部財政課入札・契約管理係
TEL（直通）0954 - 63 - 2114

